

立法を支える

スペシャリスト

参議院法制局

総合職採用案内 2024-2025



ホットな思いとクールな思考で立法を支える

社会の多様化・複雑化やめまぐるしい変化に伴って様々な法的問題や政治的課題が次々と生じており、これらに対応するための立法が活発に行われています。いうまでもなく、その作用を担っているのが国会であり、衆参両院では、政府提出法律案の審議・議決を行うだけでなく、議員が主体となった議員立法が積極的に行われています。

参議院法制局は、これを補佐する機関として、参議院において議員や会派の依頼に応じて法律案や修正案の立案などの職務を行っている組織です。国民の代表である議員から持ち込まれる依頼は、人々の多様な意見や利害を反映したものであり、新たなニーズや発想によるものも少なくありません。他方、立法については、憲法適合性をはじめ法的な合理性や整合性などを備えたものであることが必要です。そこでは、あらゆる知識・情報を動員し、政策的思考と法的思考を駆使して、法制度設計と条文づくりが行われることになります。

法律案の立案には独特な思考や技術が必要となります。しかし、それはみなさんが大学などで学んできたことと無縁なものではありません。その思考は、みなさんが法律学の勉強を通じて身に付けてきた法解釈的な思考等をベースとしつつ発展させたものであり、その技術は、みなさんが触れてきた法律に用いられているものです。

特に、立法においては、個別具体的問題の妥当な解決にとどまらない創造的・制度的な視点・思考が必要不可欠となってきますが、これについても心配は無用です。それらは、日々の職務・経験を通じて身に付け、磨いていくものであり、また、その取組は、政治的な調整などとともに、立法作業の醍醐味ともなるものです。

立法作業においてまず求められるのは、とことん考え抜き議論する姿勢と、柔軟でバランスのとれた思考であり、そのベースとなるのが熱いハートとクールな判断力です。そして、議院法制局がその役割を果たしていくためには、何とんでも「人」が大事となり、財産となります。私たちは、それぞれの職員が職務を通じて共に学び合い成長・発展することで、組織としてその専門性を高めていきたいと考えています。

みなさん、参議院法制局でその思いや力を発揮してみませんか。

参議院法制局長 川崎 政司



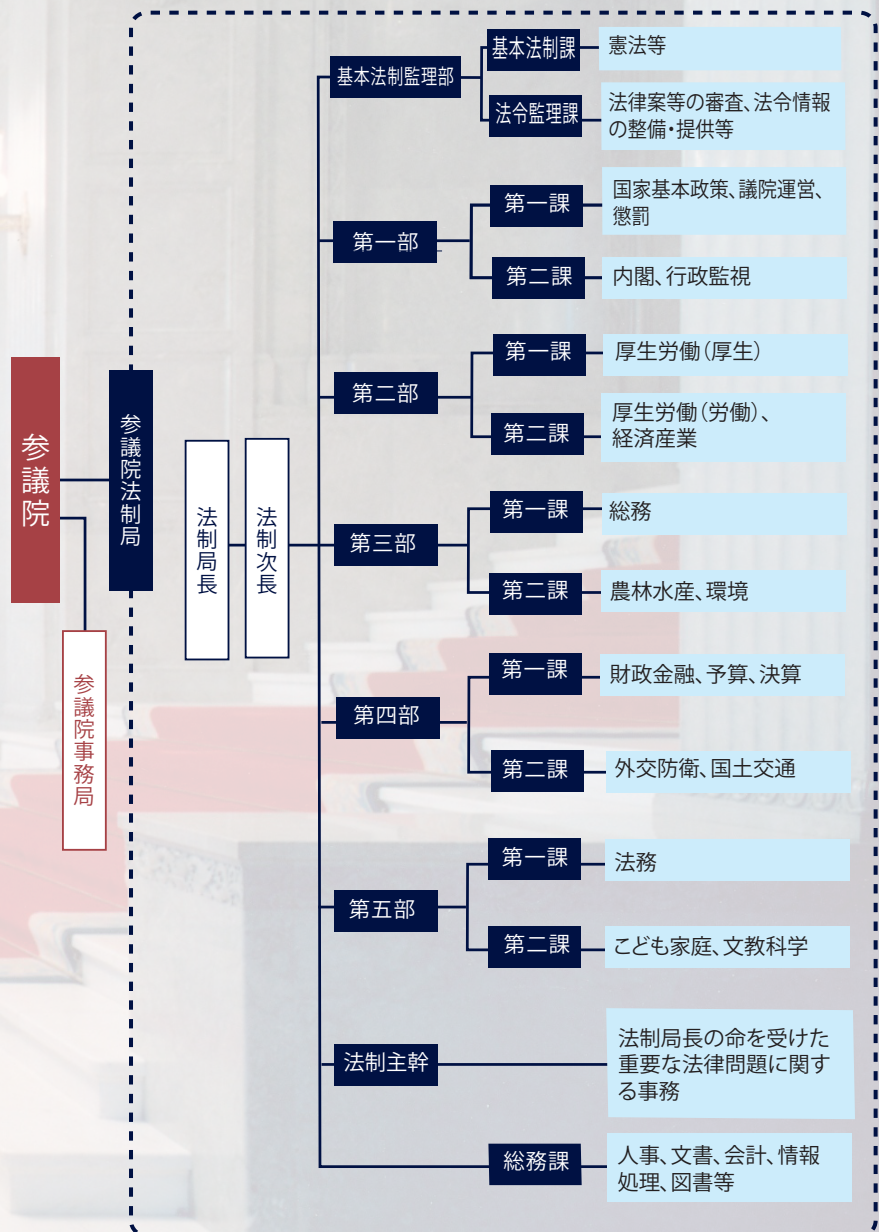
参議院法制局の組織

参議院法制局は、議員の法制に関する立案に資するための組織で、事務部門として参議院事務局と同様に参議院に置かれ、法制局長のほか75名の職員で構成されています。

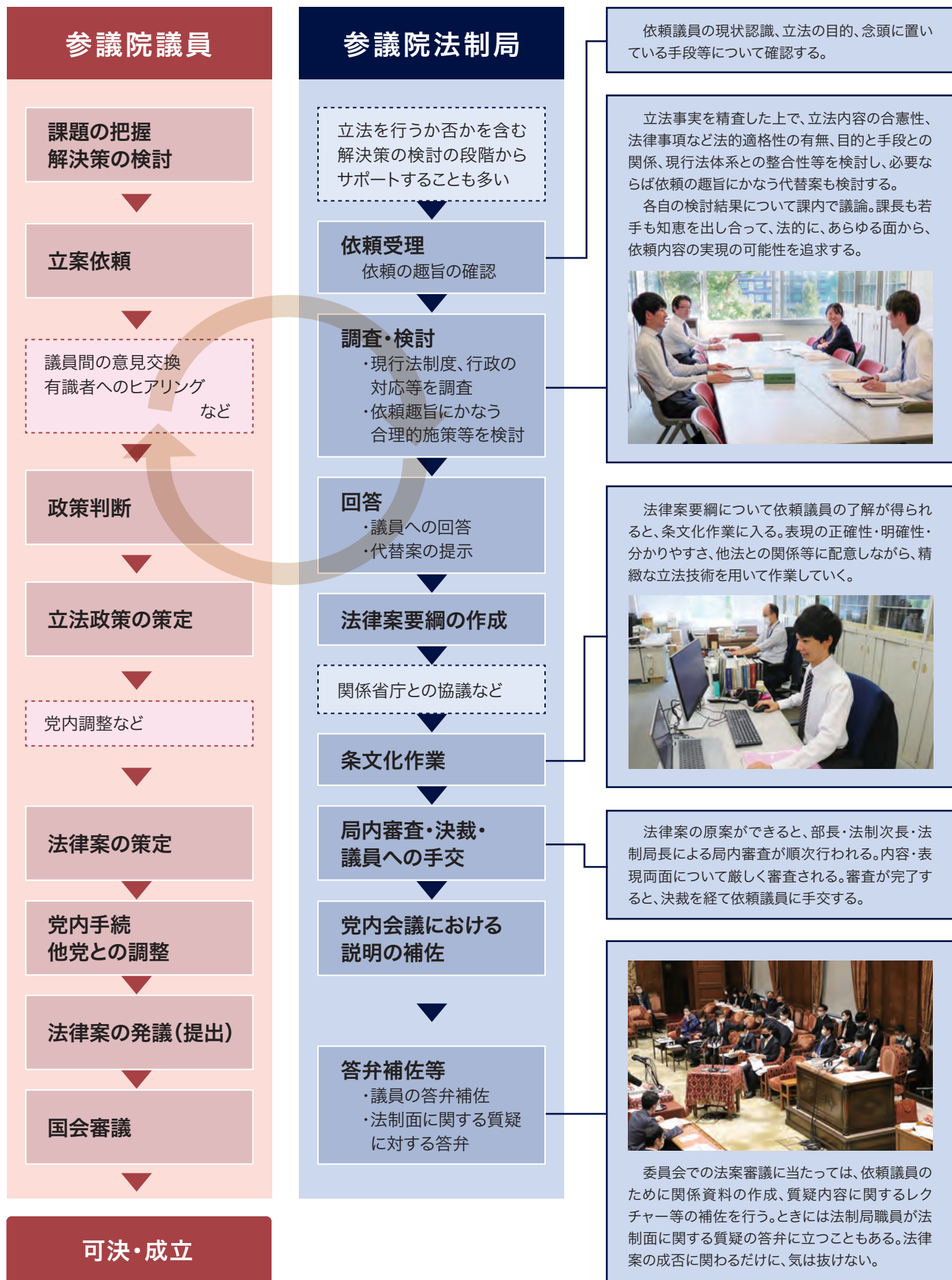
参議院法制局の組織としては、法制局の事務を統理し、職員の任免権を持つ法制局長以下、局務を整理し、各部課の事務を監督する法制次長の下に、立案部門（基本法制監理部、第一部から第五部まで及び法制主幹）及び庶務部門（総務課）が置かれています。

立案各課の担当する立案等の事務は、常任委員会等の所管に対応して割り振られています。

総合職として採用された職員は、立案部門に配属されます。異動を通じて幅広い分野の法制度に携わりつつ、立案の視座、技術などについて研鑽を重ねていきます。



参議院法制局の職務 >>>>



1 | 法律案の立案

議員立法と参議院法制局の役割

議員立法とは

国の唯一の立法機関である国会に法律案を提出できるのは、各議院の議員と内閣です。

このうち、各議院の議員が法律案を提出して行われる立法を議員立法と呼んでいます。

議員立法には、議員が一定数の賛成者を得て発議するものと、委員会がその所管に属する事項に関し委員長を提出者として提出するものなどがあります。

参議院法制局の役割

参議院法制局は、依頼議員の政策を形式的に条文化するだけでなく、依頼議員の政策の具体化についても法制的な面からサポートを行うという、参議院議員の立法活動において極めて重要な役割を果たしています。

法的に困難ではないかと思われる依頼であっても、依頼の真意をくみ取って、法的に問題なく、かつ、議員が満足できる形に再構成して提示することも、議員の立法活動に対する補佐機関としての参議院法制



局の重要な職務です。

法的な合理性を確保しつついかに依頼の趣旨を実現させるかが、法律の専門家としての参議院法制局職員の見せどころです。

これらの職務を全うするため、参議院法制局職員には、経済・社会の変化を的確に捉えながら、法律の専門家としての力量を発揮することが求められています。

議員立法の特色・意義



議員立法の特色

議員立法には、司法・行政に対して大きなインパクトを有するものや国民生活に密接に関係するものが多く見られます。ストーカー規制法、ドメスティック・バイオレンス（DV）防止法、性同一性障害者性別取扱い特例法、自殺対策基本法、東日本大震災対策のための各種法律、ヘイトスピーチ解消法など、その時々国民的な要請に基づき国民を代表する国会議員が提出することが期待されているもの、既存の行政の枠組みの中では対応しにくく、政治的な決断が求められているものなどがあるからです。

また、議員立法には、タイムリーな問題に対応するため、スピード感を

求められることが多い一方で、特定のテーマについて専門知識や高い関心を持つ議員を中心に勉強を深め、合意形成を図りながら、法政策を練り上げていく場合もあります。

“つくる”ことの意義

議員立法は、その法律案が成立することにのみ意義があるわけではありません。

議員立法は、議員や政党の政策を表明し、その議論を喚起する手段でもあり、内閣提出法律案（閣法）の対案として独自の政策を表明するもの、政府の対応が遅れている分野について先駆的な政策を表明するものなどがあります。

“成立しない＝終わり”ではない

先駆的な政策を内容とする法律案は、すぐには成立しなくても、後に各党の調整を経て成立することや、内閣提出法律案として提出されて成立することもあります。そのような例としては、男女雇用機会均等法、育児休業法、製造物責任法、情報公開法、公益通報者保護法、在外被爆者への援護を可能とする被爆者援護法の改正、被疑者の取調べの録音・録画制度を導入する刑事訴訟法の改正、父子家庭への児童扶養手当の支給などがあります。また、租税特別措置の適用状況の透明化など、政権交代によりかつての野党案である議員立法の内容が内閣提出法律案として提出されて成立することもあります。

2 | 修正案の立案

国会に提出された法律案が審議される場合、その法律案の一部に変更を加えようとする場合があります。この場合、議員は、動議という形で修正案を提出することができます。

修正案には様々なものがありますが、政治的に問題となっている法律案について政党間の協議に基づき修正を行う場合や、法律案の内容の一部について独自の政策を表明する場合など、法律案の実質的な手直しを行うものが多くあります。

修正案の作成の場合、法律案審議の最終局面となって初めて内容が確定し、採決までの限られた時間の中で修正案を用意しなければならないこともあります。また、一つの法律案に対していくつもの修正案が提出されることや、与野党が対立し緊迫した場面で修正案が提出されることもあります。

このため、参議院法制局職員は、修正案の作成に当たっては、特に政治情勢や各会派の法律案に対する態度を見極めて迅速かつ的確に対応することが求められています。



成立修正案に携わって

「脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律案」は衆議院で可決後、参議院での審議が開始されましたが、法案審議の中では脱炭素成長型経済構造への円滑な移行に際しての雇用の確保・円滑な労働移動に関し、活発な議論が行われました。これを踏まえ、議員から、脱炭素成長型経済構造への円滑な移行に当たり踏まえるべき事項に「公正な移行」の観点を追加する修正案を提出したいとの依頼を受け、立案作業を行いました。修正案は与野党を通じた幅広い賛同を得て可決され、修正された本法律案は先議の衆議院に回付された後、その同意により成立しました。参議院での議論を踏まえた議員の問題意識を法律案に反映させることができ、修正案の役割の大きさを実感しました。



3 | 法制に関する調査



参議院法制局は、参議院議員からの依頼に応じて法制に関する調査・回答を行います。議員からの依頼には、現行法令の解釈の確認、政策などの法的問題点の検討、学説・判例の調査・分析、国内・国外法令の調査・整理、法案審議の際の法的な助言など様々なものがあり、これらの依頼について、法律に関する高い専門性を駆使して調査・回答を行うところが参議院法制局の特色です。

これらの調査の結果、依頼議員の核心を突いた質疑等により有益な答弁が得られることや、立法による解決が必要になるとして議員立法につながることもしばしばあります。

参議院法制局職員は、議員からの様々な依頼に対し、その意向・関心に寄り添い、的確に対応することができるよう、日頃から、法律の専門家として、所管分野の法制度を中心に法制全般について理解を深めるとともに、広く社会経済情勢に目配りすることが求められています。

最近の主な成立参法

- 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(令和4年法律第52号)
- 障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律(通称:障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法)(令和4年法律第50号)
- 政治分野における男女共同参画の推進に関する法律の一部を改正する法律(令和3年法律第67号)
- 生殖補助医療の提供等及びこれにより出生した子の親子関係に関する民法の特例に関する法律(令和2年法律第76号)

憲法改正原案の立案など

■憲法改正原案の立案も職務の一つに

憲法改正の発議の手続、国民投票の実施手続などが法律に定められ、憲法改正原案の国会における審議も今後想定されます。

議員の法制に関する立案に資するために置かれている参議院法制局は、憲法改正原案について、議員の依頼を受けてその立案を行うことなどもその職務に含まれます。

■憲法関係業務の体制

憲法に関する調査依頼や憲法改正を見据えた立案検討依頼といった憲法関係業務は、その内容に応じて、それぞれの課が対応する体制となっています。例えば安全保障をめぐる議論への対応は、外交防衛を所管する課において対応します。

参議院法制局職員には、憲法に関する最新の議論や憲法改正に関する政治情勢を随時把握し、憲法関係業務に備えることが求められます。



憲法審査会における補佐の一コマ



大谷 直之
(平成26年入局)

加瀬 浩輝
(平成31年入局)

参議院の緊急集会について

令和5年の通常国会の憲法審査会においては、参議院法制局から、参議院の緊急集会について、衆議院議員が任期満了により不在となった場合に緊急集会を開くことができるか、緊急集会はどのような権能を有しているか、などの論点を含めて説明を行うとともに、議員間で意見交換が行われました。当局からの配付資料の作成や議員からの各種の照会への対応、法制局長が審査会の場で質問を受ける場合に備えた準備を行うに当たっては、緊急集会の制度が設けられた経緯なども含め、幅広く調査を行いました。現行憲法制定の際の考え方を知るため、帝国議会の会議録を確認したり、当時の関係者のやり取りなどが記録された古い書籍をひも解いたりすることもあり、興味深い経験となりました。(大谷)

参議院の選挙制度について

令和4年秋の臨時国会の憲法審査会においては、参議院議員の選挙区の一票の較差及び合区問題が議題となり、議員間の意見交換に先立って、参議院法制局から、参議院選挙制度と定数較差に関する最高裁判決の変遷、最高裁の判断枠組み、令和4年選挙をめぐる高裁判決の状況について説明を行いました。それに向けて、過去の全ての参議院の較差訴訟最高裁判決や直近の選挙に関する全16件の高裁判決などについて、較差や立法府の姿勢の評価、考慮要素に関する表現振りの違いなどを分析し、ポイントを押さえて客観的で分かりやすい説明を行えるよう工夫する必要性がありました。説明に向けた課内での議論や議員への配付資料の作成は、今まで培ってきた専門性やアウトプット能力が試される瞬間の連続でした。(加瀬)

最近提出された修正案

- 良質かつ適切なゲノム医療を国民が安心して受けられるようにするための施策の総合的かつ計画的な推進に関する法律案に対する修正案(令和5年6月8日提出)
- 脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律案に対する修正案(令和5年4月27日提出)
- 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律案に対する修正案(令和5年4月20日提出)
- 民法等の一部を改正する法律案に対する修正案(令和4年12月8日提出)

業務を振り返って >>>>>

参議院議員の議員立法として、「難民等の保護に関する法律案」(第211回国会参法第8号)及び「出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する法律案」(第211回国会参法第9号)※が提出され、内閣提出法律案(第211回国会閣法第48号)とともに審議が行われました。これらの法案を担当した第五部第一課(法務担当)のメンバーにその仕事を振り返ってもらいつつ、参議院法制局の職務の特徴などを語ってもらいました。

※政府が提出する出入国管理及び難民認定法の改正案(閣法)への対案として、令和3年、令和4年及び令和5年の通常国会にそれぞれ提出された。主な内容は以下のとおり。

- 出入国管理及び難民認定法から、難民に関する規定を新法として分離すること。
- 難民認定を行う独立行政委員会を設けること。
- 難民の定義・認定基準につき国際機関の見解を踏まえる旨を明記すること。
- 外国人の収容に当たっての司法審査及び収容期間の上限を設けること。
- 在留特別許可について、申請手続を設けるとともに許可基準・配慮事項を明記すること。

令和3年・令和4年の振り返り

坂本: 令和5年の通常国会で提出・審議されたこれらの法案も、令和2年に依頼を受けて初回提出は令和3年という息の長い案件でした。一番長く携わったのは、小島さんだったね。

小島: はい、令和3年の通常国会に提出された当時の閣法が審議未了となり、令和4年は閣法が提出されなかったこともあり、今回ようやく審議にまで至りました。最初に立案した際のメンバーからは人事異動で多くの出入りがあったり他課からの応援も受けたり等、多くの局内の人たちが関わって提出に至ったことを改めて思い出しています。



課長
坂本 光
(平成16年入局)

坂本: 令和3年夏に着任してから、当初の依頼時からいた課員から説明してもらったときは、政策が複雑かつ広範でとても驚いたよ。加えて賛否の分かれるテーマでもあったし、これは大変な仕事を引き継いだぞと思ったね。

柳: そうですね、私も坂本課長と同じ時期に着任しましたが、その課員の説明を聴いたり資料を読んだりしながら、何とか内容を理解しようと必死でした。また、令和4年の提出に向けては、内容の更なる改善に関する関係団体や弁護士の要望への対応として党内議論の経緯を踏まえた代替案を考えたり、複雑な政策を条文に落とし込んだりするなかなかタフな作業もありました。



課長補佐級
小島 佳奈
(令和3年に任期付職員※として採用)

審議に当たって

坂本: さて、令和5年に提出された法案は、閣法と一括して3週間にわたり質疑が行われました。宮崎さんは、入局して早々に発議者の答弁





係長級
柳 幹太郎
(平成28年入局)

のサポートのため、委員会室にも入ってもらったね。

宮崎：はい。入局するまでは、私のような若手が委員会室に入ったり、議員との協議に同席したりするとは思っておらず、緊張しましたが、議員立法と閣法とが一括で審議され議論が深まっていく様子や、理事会での法案の取扱いをめぐる与野党の攻防を目の前で見ることができ、強く印象に残りました。

坂本：宮崎さんの入局前に条文はほぼ完成していたけれど、委員会で用いる資料は宮崎さんに作ってもらったりもしたね。

当局の立案を担う課は、課長と課員3、4名という小規模なチームだから、若手であっても課内討議の場面ではどんどん発言してもらうことになるし、宮崎さんには資料収集やたたき台の作成をしてもらう機会も多かったよね。

小島さんと柳さんは、実際に審議対応を経験して、どうだった？

小島：議員立法と閣法が一括して審議されたことで、あるべき入管行政の形について、依頼議員が比較をしながら分かりやすく訴えることができたのではないかと思います。また、なかなか複雑で難しい法案でしたが、それを依頼議員が分かりやすい形で世間に訴え、主張を広げていったことも印象的でした。

柳：法案は成立するものが注目されがちですが、結果として成立しな

かったとしても、対案の提出・審議は、提出者の独自の政策をより具体化・明確化することを通じて国会の議論の充実につながるのだということが、審議を目の当たりにして実感できました。

議員立法の意義・やりがい等

坂本：これだけの大型法案の立案から審議対応までという経験をして、皆さんいろいろと感じるところもあったんじゃないかな。

小島：任期付職員である私は、当局での採用前は弁護士として働いていました。依頼議員の政策を法制化し、ひいては日本社会の政治の発展に寄与できるという当局の仕事の魅力は、直接目の前の依頼者の力になるという弁護士の仕事の魅力とまた違うものがあり、ここで働くことができて良かったと思います。

坂本：うれしいことを言ってくれるね(笑)。小島さんは当初の任期を延長されたので、今後ますます当局で活躍してもらうことを期待しています。

宮崎：審議中は連日入管法について大きく報道されているのを見て、社会が高い関心を寄せている問題に関わることのできる仕事だと感じました。



係員級
宮崎 颯人
(令和5年入局)

柳：難しい内容でしたが、課内で徹底的に検討を行い、依頼議員や関係団体・弁護士の方々と真摯な議論を行いながら政策を固め、条文に結実させていく過程、さらに委員会場で発議者による答弁のサポートを行う業務は、当局ならではのものであり、大きな充実感がありました。依頼議員からねぎらいの言葉をいただいたのもうれしかったですね。

坂本：議員立法は、依頼議員の問題意識の反映でもあり、社会的なホット 이슈であったり議員の思い入れの深いテーマであったりすることが多く、やりがいを感じられる仕事だと思います。また、既存の法令・判例では対処が難しい課題も多いことから、法的な知識だけでなく柔軟な発想も必要になってきますし、若手も積極的に議論に参加し意見を述べるのが求められます。当局の業務に関心を持ち、議員立法の立案に挑戦してみたいという意欲を持った受験生の皆さんをお待ちしています。

※任期付職員：法曹資格を有し、一定の実務経験を有することを要件に任期を限って採用される職員で、不定期に募集しています。



法務委員会における審議風景

中堅・新人職員対談 >>>>>



川添 陽也
(令和5年入局)

水上 優貴
(平成27年入局)

志望動機

水上: 川添さんとは、令和5年の入局直後から3か月間、同じ課で仕事をしましたね。当局を志望した理由は何でしたか？

川添: 大学時代所属していたゼミで、参議院議員の議員立法として成立した「生殖補助医療の提供等及びこれにより出生した子の親子関係に関する民法の特例に関する法律」(令和2年法律第76号)について検討したのがきっかけです。恥ずかしながらそれまで当局のことはよく知らなかったのですが、法律の知識をいかし、国会議員を補佐して法制度の間隙を埋めたり、あるいは新しく法制度を創造したりすることで社会に貢献できる仕事なのだと知り、興味を持ちました。また、与党・野党にかかわらず、あらゆる政治的立場に平等に寄り添うという政治との距離感も、もともと政治に関心があった私には魅力的に映りましたね。

水上: 当局は、依頼議員が法政策を固める前、その率直な問題意識を法政策に練り上げる段階から補佐することが多いですから、依頼議員との距離も近いですね。依頼議員の真摯な思いを知ることができ、やりがいを感じます。

仕事について

水上: 川添さんが入局した頃は、修正案の検討の真っ最中でしたね。入局早々、検討に携わってもらいましたが、感想はいかがですか？

川添: 数か月の積み重ねがあるところにいきなり入るので当然かもしれませんが、初めは何が論点なのかすら分からず大変でした。しかし、様々な資料を調べたり、疑問に思ったことを都度水上さんに質問したりということを繰り返しているうちに、段々と議論についていけるようになりました。課内で活発な議論が交わされる中、初めて発言したときは緊張しましたが、課内の皆さんがしっかりと意見を尊重してくださ



り、うれしかったことを覚えています。今では普段の議論から積極的に発言できるようになり、入局時から成長できたかなと思います。そして、そうした議論の末に完成した修正案の採決を委員会室の現場で見届けられたことは、今でも印象に残っていますね。

水上: 依頼議員の政策を法律案の形にするには、担当者同士で議論を重ね、多角的に検討するプロセスが必要です。そのためには、担当者一人一人が自分の頭で考え、意見を持ち寄ることが大切です。先輩職員と対等に議論するというのはなかなか大変ですが、臆さずチャレンジしてほしいと思っています。その点、川添さんはよく調べ、積極的に発言してくれたし、いろいろなことを質問してくれたので、本当に頼もしく思いました。質問に対してきちんと根拠を示して答えるのは骨が折れましたが、私の勉強にもなりました。

入局後のサポート

水上: 入局前に不安に感じていたことはありましたか？

川添: 配属時期がまさに国会の繁忙期だったので、課の業務に追いつけるだろうかということや、仕事の方法をじっくり学べるのだろうかということには不安でした。前者については、課長や先輩職員が、私の様子を見ながら適切な難易度や分量の業務を割り振ってくださり、新人なりに貢献することができたと思っています。後者については、入局直後の研修で法制執務について基礎的な知識を総ざらいさせてもらえました。加えて、閉会期に行う立案研修で、依頼の受理から法政策の形成、条文化という流れを全て経験でき、今後の業務に当たっての土台作りができたかなと思います。また、定期的にあるメンターとの面談の中では、年次が近い人に相談できる機会なので、ちょっとした相談や業務以外の雑談など、いつもつつい話し込んでしまっています(笑)。こうした制度が用意されていることには安心感がありますね。

水上: 当局の仕事は課単位のチーム制ですから、先輩が後輩に目を配りやすい環境ですね。私個人としては、上から下への意見の押しつけとならないようにすることと、数年長く働いている分だけ知識や経験は多いので、できるだけ若手職員にも先例・知識を共有することを心掛けていました。

ただ、同じ課の人や年次が離れた人には相談しにくいこともあるかもしれません。メンターなど、部課を超えたつながりは大切ですね。

当局を目指す方へのメッセージ

川添: 依頼議員の立場に立って全力でその要望を形にする作業は一筋縄ではいきませんが、まさに議会制民主主義を最前線で支える重要な役割であり、当局でしか経験できない業務だと思います。法律の知識やこれまでの経験をいかして当局で働いてみたいという方は、是非積極的に出願してみてください。一緒に仕事ができるのを楽しみにしています。

水上: 当局は、依頼議員が求める“今はまだない法制度”を考える、クリエイティブな仕事です。自らの法的知識と思考力を頼りに、様々な課題を乗り越え、法律案という形に結実させることは大変ですが、大きな達成感があります。このパンフレットを手にしている皆様の進路選択の一つになれば、とてもうれしく思います。

若手職員の1日

9:00 登庁

9:50

所管委員会の理事会を傍聴。当日の委員会の流れや今後の法案審議日程などを把握し、課に報告します。ときには与野党で意見が衝突することもあり、独特の緊張感があります。



11:00

X議員からレファレンスの依頼があり、回答のため資料収集。書庫やデータベースの資料を用いて、議員の依頼に対し迅速かつ確に回答することも当局の重要な任務の一つです。

12:00 昼休み

近所のお店で同期とランチ。お互いの課の様子やプライベートな話題で盛り上がりました。

14:00

Y議員と議員会館の議員事務室にて協議。議員の発言を集中して聴くとともに、流れに応じて必要な資料を示せるよう手元で準備しておきます。協議の結果、法律案に更に修文を加えることに。



15:30

協議を踏まえた修正案について、課内で検討。立法例を調査したり、複数の案を比較できる資料を作ったりという形で議論を支えつつ、私も自分の意見を述べました。

18:15 退庁

退庁後、友人と合流し野球観戦へ。チームは残念でしたが、楽しく盛り上がりました。

研鑽を重ね、 より良い法案をつくる。

下野 久欣

第二部第二課長
(平成15年入局)

- ▶ 係員級：平成15年(労働、外交防衛、内閣等)
- ▶ 係長級：平成19年(総務、国土交通等)
- ▶ 出向：平成22年(人事院)
- ▶ 課長補佐級：平成24年(農林水産、環境、労働、経済産業、財政金融、予算、決算、厚生、議院運営等)
- ▶ 課長：令和元年(農林水産、環境、内閣、労働、経済産業等)

係員級・係長級 仕事を通して法的思考・技術を習得する

入局して2日目、いきなり法案の部長審査に参加することになりました。そこで飛び交う専門用語、半端ではない条文表現へのこだわりに面食らってしまったというのが、私の職業生活のスタートでした。

しかしそう思うのも束の間、少数精鋭の当局では若手にも重要な仕事が次々と割り振られます。入局1～2年目で担当したDV防止法改正法(平成16年)では、DV被害者保護のための保護命令の要件や手続をいかに遺漏なく精緻に制度設計するか、自分なりに考え、日々上司や先輩方と議論しました。

入局4年目(平成18年)には、ドミニカ移住者特別一時金支給法の立案を担当しました。戦後、十分な事前調査が行われないまま政府により推進されたドミニカ共和国への移住について、おわびの意を示す内閣総理大臣の談話を受けての立案であり、また、私が条文の下案を作成することになり、大変な思いもりましたが、無事成立した際には、移住者の長年のご労苦に報いるお手伝いができたと感慨深く思いました。

平成22年には、人事院に出向しました。国家公務員の期末・勤勉手当の担当課に配属され、民間企業の給与調査や支給月数の試算、各所からの問合せ対応など、全く経験のないことばかりでしたが、霞が関の仕事の進め方などを知ることができ、大変有意義でした。

課長補佐級 課の中核として尽力する

鳥獣被害防止特措法改正法(平成24年)は改正項目が多岐にわたるものであり、農林水産省や環境省、総務省などとの調整・交渉も担当しました。また、鳥獣による農作物被害を防止する必要性がある一方で、猟銃捕獲が拡大することへの懸念も示され、与野党議員による協議を見守りつつ、条文の文言について警察庁と厳しいやり取りをしました。

皆さんは、さい帯血バンクをご存じですか?へその緒から採取されるさい帯血は血液疾患の治療に非常に有用であり、これを公私の団体が保管しているのですが、一部の団体において不適切な事例があり、これに対処するための造血幹細胞提供推進法改正法を立案し、成立しました(平成30年)。貴重なさい帯血が無駄にならないよう迅速な対応が求められた案件であり、依頼議員や厚生労働省と緊密に連携をとりながら、作業を進めました。

課長補佐級として最後に担当したのが、国会議員歳費法改正法(令和元

年)です。成立した案は、参議院の経費節減のため参議院議員の歳費の一部を自主返納できるようにするものでしたが、様々な会派がそれぞれ異なる内容の法案を提出しました(計3本)。国会議員の身分という憲法上の論点もあり相当慎重な検討が求められ、同時並行で各会派の案を作成するという頭の素早い切替えも必要となりました。また、長時間の法案審議への対応(答弁作成など)もあり、非常に緊張感の高い仕事となりました。

このほか、首都直下地震対策特措法の前案や受動喫煙防止対策の野党案、参議院関係の会議録などのペーパーレス化のための規則改正などを担当しました。

課長 同僚を信頼し、円滑に仕事を進める

課長となってすぐに鯨類科学調査実施法改正法(令和元年)を、また令和4年に障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法を担当し、成立に至りました。前者は、日本が古くからクジラを利用してきた文化を大切にしたいという与野党議員の熱意を感じながら、後者は、自分が持つ障害にフィットするコミュニケーションや情報アクセスの手段を確保したいという多くの障害者の方々の要望を議員とともに聴きながら、立案を進めました。

課長は、議員や関係者との協議や、政党の会議での発言を行うなど、対外的な仕事を多く担当します。法案内容などの検討は引き続き自身でもしますが、課員に積極的な提案を促し、アイデアをまとめてもらうようにもしています。

私たちの仕事は、一人ではなくチームです。またその進め方は、コロナ禍を経て多様性が求められています。課長として、同僚を信頼し、その能力と個性を活かし、集中力の高い作業と柔軟な対応とのバランスの取れた業務運営を心掛けるようにしています。

これまでの仕事の一端をご紹介しましたが、担当する分野の広さとそれぞれの役割での仕事ぶりを知っていただけたらうれしいです。

長文となりましたが、最後に。

世界的音楽家の坂本龍一さんは、生前“芸術は長く、人生は短い”という言葉を好んでおられたそうです。法律は芸術作品ではありませんが、議員とともに深く検討してつくり上げた法律はきっと長く役立つことでしょし、そのような法案をつくることができるよう、若手もベテランも職業生活の全体を通じて、立案の技術や政策の理解力、対話力などの研鑽を重ねていくことが必要なのだと思います。近い将来、このパンフレットを読んでいる皆さんと、この思いを共有しながら仕事ができることを楽しみにしています。

若手職員アンケート >>>>>



若手職員アンケート

Q 志望動機は？

- ・「法律を作る仕事ってかっこいい!」と思ったから
- ・法律を使った仕事がしたかったから

Q どんな受験勉強や面接対策を？

- ・国家公務員総合職試験向けの対策
- ・面接に備えて、法律の制定・改廃に関するニュースをチェックしました
- ・友人と面接対策をしました

Q 職場の雰囲気は？

- ・勉強熱心な人が多い
- ・若手でも発言しやすく、活躍の機会も多い
- ・優しい人が多く、柔らかな雰囲気

Q 入局前のイメージと違ったところはあった？

- ・若手でもいろいろな仕事を任せてもらえるところ
- ・上司のサポートが手厚いところ
- ・依頼議員に感謝される機会が多いところ

Q 学生時代の学習経験の中で、職務にいかせたと思うものは？

- ・ゼミでの発表
- ・憲法、民法、刑法等の基本的な法律の知識

Q 学生時代にやっておけばよかったと思うことは？

- ・海外旅行
- ・法律以外の分野についても見聞を広めておきたかった
- ・メリハリを付けて、勉強しつつ楽しく遊びましょう!

Q 当局の魅力、仕事のやりがいは？

- ・法律のプロとして国会議員に頼られていると感じること
- ・多様な分野の依頼に携わることで、自分の見識が広がること
- ・自分が原案を書いた法律案が世の中に出回ること

Q どんな後輩に入局してほしいですか？

- ・法律にある程度関心があって、依頼者のために仕事をしたいと思う人
- ・学ぶことを楽しいと思える人

Q 参議院法制局を目指す方へ一言!

- ・法律に関わる仕事をしたい方には本当にオススメです!
- ・楽しい職場です!
- ・皆さんと一緒に仕事ができることを楽しみにしています

メンター制度

参議院法制局においては、新規採用職員が職業生活全般に関する相談を行ったり、アドバイスを受けたりすることができるよう、入局4年目以降の職員が「メンター」となる制度を設けています。

「メンター」には、新規採用職員と年次が近く、かつ、原則として異なる部署に属する職員が指名されるため、普段の業務で感じた疑問点や悩み事などを、気軽に相談することができます。また、面談の機会を定期的(2週間～1か月に1回程度)に設けることにより、参議院法制局での職業生活をスムーズに始めることができるようサポートしていきます。

メンター職員より

新規採用職員は、参議院法制局の仕事や組織についてまだまだ知らないことばかりです。また、社会人の生活リズムは、学生時代とは大きく異なるでしょう。私はメンターとして、自分の経験や上司から過去に受けたアドバイスなどを基に新規採用職員の不安や素朴な疑問に寄り添い、ワークライフバランスの実現を助け、法制局職員・社会人としての成長を見守っています!

出向職員の声



水江 真人
(平成27年入局)

～行政の立場から立法を考える～

私は、令和4年7月から厚生労働省に出向となり、介護保険法改正の業務に携わりました。審議会における制度見直しの議論から始まり、改正案の作成、関係省庁等との調整、内閣法制局の審査等を経て、国会における審議、そして法律の成立に至るまでの一連の過程を、法執行を担う省庁側の担当者として経験することができ、これまでとは異なる立場・視点で、改めて「立法に携わる」ことの意味を考えることができました。現在は、成立した法律の施行に向けた政省令改正の検討のほか、いわゆる「介護DX」関係の業務にも携わっており、初めての経験に悪戦苦闘しながらも、学ぶことの多い刺激的な日々を送っています。

スキルアップ >>>>>

研修等の概要

：当局独自の研修

：参議院事務局等主催の研修

：その他

1年目

2年目

3年目

4年目～

法制執務基礎研修

立案業務の流れや法律の基本構造など、参議院法制局職員として身に付けておくべき基本的な知識・技術についての研修です。

他省庁への出向

新採用者研修
(参議院事務局主催)

国会職員としての職業生活を始めるに当たり、職務上必要な基礎知識、心構え等を学びます。

英語研修
(参議院事務局主催)



英語研修



法制執務基礎研修

行政研修
(課長級・課長補佐級)
(人事院主催)

国内大学院派遣研修

国内の大学院等で研究に従事することにより、立案及び調査の業務に資する専門的知識を修得します。

国内出張

出張を通じて、行政の現場でヒアリングをしたり、地方の実情を調査したりしています。法律が現場でどのように動いているのかを知ることでできる貴重な機会です。

海外出張

職員を海外に派遣し、諸外国の法制度に関する調査研究を行います。

立案研修



立案研修

入局3年目までは、通常国会閉会後に、3週間程度の立案研修を受けることになっています。これは、数人単位のグループで、経験豊富な先輩職員の指導の下、議員からの依頼を想定して、一連の立案作業のシミュレーションを行うものです。

若手職員だけで、どうすれば依頼者を満足させつつ法制的な問題点をクリアできるのかを試行錯誤しながら主な立案作業をひととおり経験します。また、より充実した研修となるよう、研修生が立案した立法政策骨子や法律案について入局4年目以降の先輩職員が研修生に質問などを行う検討会や、それぞれのグループが立案した法律案を比較検討しながら、研修生同士で議論する全体会議などが行われます。

非常にエキサイティングで、参議院法制局ならではの研修であるといえるでしょう。

海外出張の経験

私は、令和5年1月、ニュージーランドを訪問し、税制や議会制度といった所管の分野に関する事項をはじめ、法令の立案・法令情報の管理のデジタル化の状況等について、政府機関・立法機関の職員からのヒアリングや意見交換等を行いました。

その国の法制度の整備・運用を担う方と直接やり取りをすることで、文献やインターネットでは得ることができない、より踏み込んだ内容を知ることができます。このような調査研究の過程で、制度の背景にある考え方や政治情勢等における我が国との違いにも触れることができるのも、海外出張の醍醐味です。

実際の業務では、参議院議員からの依頼を受けて、諸外国の法制度を参考に新たな法制度に関する法律案を立案することも少なくありません。海外出張を通じて得た経験は、このような国際的な視点が求められる依頼に対応する際にも役立ちます。

また、当時は財政金融の分野を担当していましたが、ニュージーランドの税制に接したことで、日本の税制の課題や論点について、より多角的な視点から検討できるようになり、日本の法制度の理解を深めることにもつながりました。

このように、ときには執務室から飛び出して、外国で知見を広める機会が得られることも、当局の魅力の一つだと思います。



伊藤 慎一郎
(平成23年入局・写真左)

ワークライフバランス >>>>

これまで育児休業制度をはじめ、看護休暇など様々な支援制度を利用してきました。制度だけでなく、先輩職員にランチタイムに相談に乗ってもらったりお下がりの本やおもちゃを頂いたり、互いに助け合う局内の雰囲気にも支えられてここまで来られたと感じています。支える側でもある現在では、仕事・子育て両立サポーター※として部や課の枠を超えてママ・パパ職員に積極的に声を掛けているほか、課長としても、作業スケジュールを明確にして個人で作業時間をコントロールできるよう工夫し、課員全員のワークライフバランスを向上させるよう心掛けています。

※子育て経験のある職員が、妊娠・子育て中の職員の身近な相談相手・話し相手となり、仕事と子育ての両立等の相談ができる制度です。

伊庭 みのり

第一部第二課長
(平成16年入局)

▶産前産後休暇・育児休業の

取得期間:

・平成23年11月～平成25年3月

・平成31年1月～令和2年2月



仕事と子育ての両立のための主な制度

	妊娠	出産	1歳	3歳	小学校就学
女性対象 ※1		産前休暇 産後休暇			
		健康診査・保健指導を受けるための職務専念義務免除			
男性対象		配偶者出産 休暇(2日)	取得率※3 66.7%		
		育児参加のための休暇(5日)			
女性・男性 対象 ※2			育児休業	取得率※3 100%	
			子の看護休暇(年5日又は10日)		
			育児短時間勤務		
			育児時間		
			保育時間		

※1:このほか、休息・補食、通勤緩和のための職務専念義務免除などの制度があります(医師等の指導がある場合)。 ※2:このほか、早出遅出勤務の制度などがあります。

※3:令和4年4月1日から令和5年3月31日までの実績値で、配偶者出産休暇等については、いずれか又は両方を取得した職員の割合です。

役職別の女性職員割合

指定職相当 25.0% 課長相当 25.0% 課長補佐相当 33.3% 係長相当 47.1% (令和5年1月1日時点)

テレワーク

テレワークの環境が整備され、自宅からでも、職場と同様の環境で立案作業などを行うことが可能となっています。育児・介護中の職員だけでなく、全ての職員がワークライフバランスの実現のために利用することができます。

勤務条件

(人事)

■身分

参議院法制局長に任命され国会職員(特別職の国家公務員)となります。

■勤務地

東京都千代田区永田町にある参議院の施設で勤務することになります。ただし、出向等により一時的に勤務地を異にする場合があります。

(給与、勤務時間等)

■給料

行政官庁の国家公務員の総合職試験採用者と同等となります。

■諸手当

地域手当、業務調整手当、通勤手当、住居手当、扶養手当、超過勤務手当等のほか、ボーナスとして期末手当・勤勉手当が支給されます。

■勤務時間・休日

勤務時間は午前9時から午後5時45分まで(フレックスタイム制あり)、休日は土曜・日曜・祝日・年末年始です。

■休暇

行政官庁の国家公務員と同様、年次休暇(年間20日。ただし、1年目(4月入局の場合)は15日)、病気休暇、特別休暇(夏季休暇、結婚休暇、この頁に記載の休暇等)及び介護休暇(6か月以内)があります。

(福利厚生)

福利厚生は、参議院事務局と合同で、参議院職員全体を単位として行われています。

■宿舍

参議院独自の宿舍として、独身寮が千代田区永田町、新宿区高田馬場及び調布市に、家族宿舍が世田谷区瀬田にあるほか、各府省合同の公務員宿舍もあります。

■共済組合

職員は、参議院共済組合の組合員となり、各種の福利厚生を受けられます。

参議院法制局ホームページ

採用試験・業務説明会・各種セミナーなどの最新の情報は、ホームページにてお知らせしています。

<https://houseikyoku.sangiin.go.jp/>



法律の[窓]

「法律の仕組み」や「法律とことば」等について、若手・中堅職員の有志が編集・執筆した記事を参議院法制局ホームページで公開しています。

- 条・項・号・号の細分 ●法律の施行期日 ●経過措置と遡及適用
- 国会議員は公務員か ●4月1日生まれの子どもは早生まれ? など



SNS

SNSでも情報を発信しています。

X
(旧Twitter)



YouTube



参議院法制局総務課

TEL 03-5521-7729 (直通)

Mail: h-soumu@sangiin-sk.go.jp

〒100-0014 東京都千代田区永田町1-11-16 参議院第二別館 南棟5階

案内図

